

「金山町みらい留学生」制度実施要項
(令和5年度募集、令和6年度入学者用)

金山町・金山町教育委員会

1 ねらい

県外から山形県立新庄南高等学校金山校に入学した生徒が、金山校の特色ある教育活動や金山町の人や自然の中で学ぶことを通して、豊かな人間性を育む。そのことが、今後の関係人口の創出など金山町にとっても大きな活力源となる。よって、県外留学生が安心して学べる環境を町として以下のように整備する。

なお、県外からの金山校への入学生を「金山町みらい留学生」とする。

2 留学の時期、期間、人数等

① 留学期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日

② 募集期間：令和5年4月3日から令和5年12月15日

③ 町と金山校合同説明会（本人及び保護者参加）：

令和年10月7日から12月上旬までの期間で随時実施

④ 選考会（本人及び保護者出席）

第1回：令和5年11月25日（土）午前11時 金山町役場

第2回：令和5年12月23日（土）午前11時 金山町役場

⑤ 募集人員 5名程度

○ 推薦入学選抜 3名

○ 一般入学選抜 2名（但し、志願倍率が1倍を超えないときは、一般入学選抜による受け入れを3名以上とする場合もある。）

3 受け入れ宿舎等について

① 町が整備した男女別の寮（個室確保）もしくは下宿。

② 原則として、金山校の夏季休業中及び年末年始休業中は、寮及び下宿は閉鎖する。但し、部活動や感染症等の状況により柔軟に対応するものとする。

③ 帰省費用補助

夏季休業及び年末年始休業の帰省に係わる費用の一部を補助する。

④ 身元引受人及び保護者代理人について

町長を身元引受人とする。保護者代理人は、原則として宿泊先の成人と町の担当者とする。

4 経費について

① 留学生に負担していただくもの

- 住居費 毎月40,000円（食費、光熱水道費等）程度
- 授業料等高校納入諸経費や制服、教科書等の学業費用
- 入学や転入にあたっての引っ越しや交通費等

② 町が負担するもの

- 寮の維持管理費
- 寮の食事の賄い人や舎監等の人件費
- 医療費：金山町に住民登録していただき、高校3年間の医療費の自己負担分を全額町が負担する。
- 金山校への財政支援（校外活動費、資格試験受験費用等）は金山町みらい留学生にも適用する。